

遺伝子組換え生物による生物多様性影響の防止

「カルタヘナ議定書」及び「カルタヘナ法」について

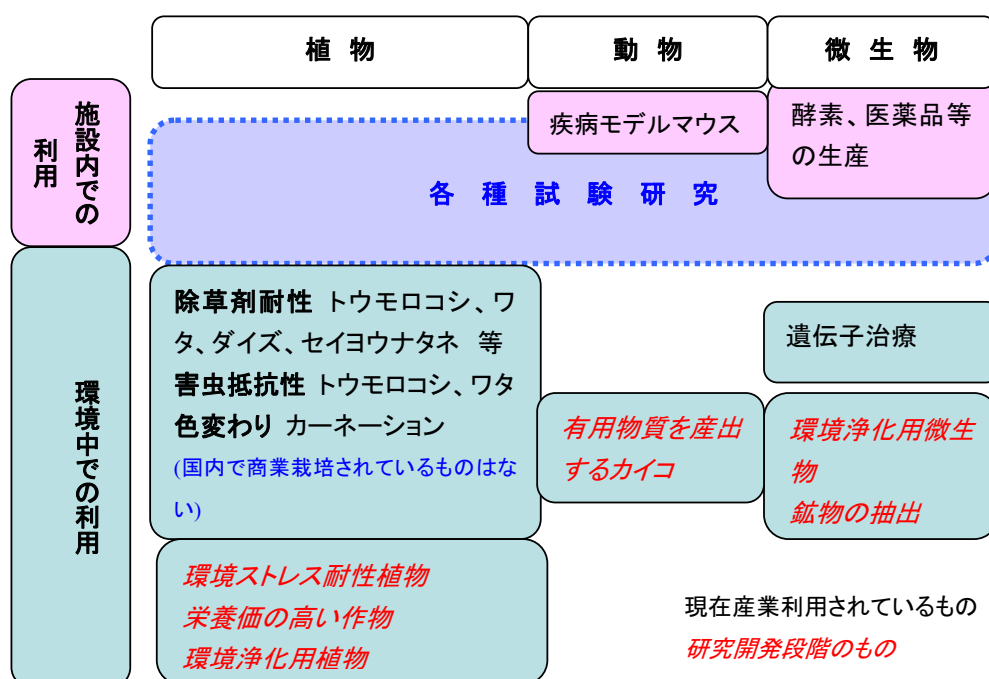
1 背景と現状

- 遺伝子組換え生物の使用による生物多様性への悪影響を防止することを目的とした「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書（カルタヘナ議定書）」が平成 12 年 1 月に採択。議定書発効に必要な 50 カ国が締結し、平成 15 年 9 月 11 日に国際発効。
- 我が国として議定書の早期締結を行う必要があるため、環境省を中心に財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業の 6 省で、議定書の国内担保法である「**遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）**」案を国会に提出、平成 15 年 6 月 18 日に公布。
- 法施行及び議定書締結に必要な省令、告示の準備を進め、平成 15 年 11 月 21 日に議定書を締結、90 日後の平成 16 年 2 月 19 日に我が国について発効。法についても同日施行。

2 カルタヘナ議定書の内容

- 環境中での使用（栽培など）がされる遺伝子組換え生物について、輸出国／輸出者は輸入国に対し事前通告。輸入国は、リスク評価を実施し輸入の可否を決定。
- 締約国は、リスク評価により特定されたリスクを規制、管理、制御する制度を確立。
- 拡散防止措置の下での利用についての基準を策定することができる。

3 遺伝子組換え生物の利用の現状



4 カルタヘナ法の概要

目 的

国際的に協力して生物の多様性の確保を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより、カルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施を確保。

主務大臣による基本的事項の公表

遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性影響を防止するための施策の実施に関する基本的な事項等を定め、これを公表。

遺伝子組換え生物等の使用等に係る措置

遺伝子組換え生物等の使用等に先立ち、使用形態に応じた措置を実施

「第1種使用等」
＝環境中への拡散を防止しないで行う使用等

新規の遺伝子組換え生物等の環境中での使用等をしようとする者(開発者、輸入者等)等は事前に使用規程を定め、生物多様性影響評価書等を添付し、主務大臣の承認を受ける義務。

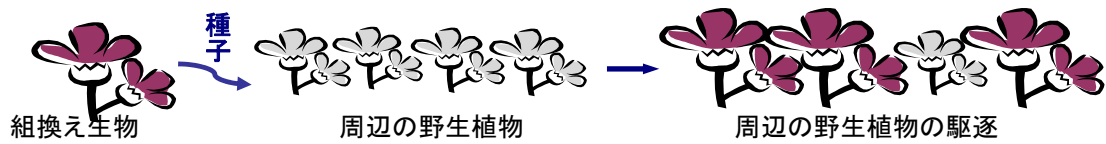
「第2種使用等」
＝環境中への拡散を防止しつつ行う使用等

施設の態様等拡散防止措置が主務省令で定められている場合は、当該措置をとる義務。定められていない場合は、あらかじめ主務大臣の確認を受けた拡散防止措置をとる義務。

その他、未承認の遺伝子組換え生物等の輸入の有無を検査する仕組み、輸出の際の相手国への情報提供、科学的知見の充実のための措置、国民の意見の聴取、違反者への措置命令、罰則等所要の規定がある。

(参考) 遺伝子組換え生物の生物多様性への影響の例

(1) 生態系への侵入による影響



(2) 近縁の野生種との交雑による影響



(3) 有害物質の産生による影響



<別表>

第一種使用規程の承認状況（2006/9/14現在）

○研究開発 3 件

生物名	付与された性質或いは用途	件数	計
ユーカリ	耐塩性	3件	3件

○農作物75件(31件) ※カッコ内は試験栽培の承認数

生物名	付与された性質或いは用途	件数	計
トウモロコシ	害虫抵抗性	5件(2件)	27件 (6件)
	除草剤耐性	5件	
	害虫抵抗性及び除草剤耐性	16件(3件)	
	バイオエタノール原料	1件(1件)	
イネ	病害抵抗性	5件(5件)	18件 (18件)
	環境ストレス耐性	6件(6件)	
	その他（半矮性等）	7件(7件)	
ワタ	害虫抵抗性	3件	13件 (1件)
	除草剤耐性	4件(1件)	
	害虫抵抗性及び除草剤耐性	6件	
ダイズ	除草剤耐性	3件(2件)	3件 (2件)
セイヨウナタネ	除草剤耐性	2件	2件
テンサイ	除草剤耐性	1件(1件)	1件 (1件)
アルファルファ	除草剤耐性	3件	3件
バラ	花色の発現（青紫色）	2件(2件)	2件 (2件)
カーネーション	花色の発現（青紫色）	5件	5件
クリーピングペントグラス	除草剤耐性	1件(1件)	1件 (1件)

○遺伝子治療6件

生物名	付与された性質或いは用途	件数	計
ヒトアデノウイルス ウイルス等のウイルス	遺伝子治療	6件	6件